平成２２年（フ）第１８７号
福島県郡山市田村町徳定字下河原197番地の４　プリンスオーロラⅠ218号
債務者　宗像　　崇
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
福島県田村郡三春町大字下舞木字虫内110番地の５
債務者　長坪佑美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
福島県郡山市安積町日出山字大洲河原92番地
債務者　根本　庚一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
神戸市長田区川西通３丁目60番地２―503号
債務者　佐藤　聖剛
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７３号
神戸市長田区川西通３丁目60番地２―503号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８７号
神戸市兵庫区石井町６丁目６番11号明松マンション301
債務者　一宮　誠志
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７８号
神戸市北区有野町唐櫃3049番地の３　森川方、住民票上の住所神戸市北区桂木３丁目10番地の16
債務者　古長　真人
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０４号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目９番９号須磨寺ハイム102号
債務者　渡部美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施680番地１
債務者　橋本　達也
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９４号
山口県柳井市新庄1587番地２
債務者　直江　　綾
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９７号
山口県岩国市通津1217番地
債務者　河角　賢司
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０７号
青森県つがる市木造桜木９番地１　桜木団地49号
債務者　成田　義彦
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
愛知県日進市浅田町平池69番地３　ＡＲスカイライフ102
債務者　椎葉　雄次
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０７号
北九州市小倉南区企救丘３丁目４番13号
債務者　光野　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１４号
北九州市戸畑区浅生３丁目５番18号
債務者　富山　満樹
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３３号
北九州市小倉南区北方１―15―17グループホーム・ケアホームラベンダー504号
債務者　上田　伸一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３５号
北九州市小倉北区中津口１丁目６番４―201号
債務者　川村　正子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部